



千葉市

記者発表資料

千葉開府 Road to 900 since 1126	令和元年10月9日 消防局予防部 予防課 電話 202-1661
---	---

火災調査のスペシャリストを認定する「火災調査認定資格者制度」を開始しました！ ～火災調査認定資格者に対する認定証交付式も実施します～

千葉市消防局では、消防の目標である「火災発生ゼロ」を目指し、火災調査のスペシャリストを認定する「火災調査認定資格者制度」を開始しましたので、お知らせします。

また、千葉市消防局初の「火災調査認定資格者」を認定するにあたり、認定証の交付式を行いますので、併せてお知らせします。

1 経緯・趣旨

当局では本年10月1日から、職員の火災調査能力の向上を図る目的で、火災調査の知識と経験を特に有する者を「火災調査認定資格者」として認定する制度を開始しました。火災調査資格者は、主に火災調査現場で火災原因を究明するための中心的な役割を担い、若手職員に対し、火災発生原因を突き止めるポイントなど調査技術の伝承を行います。

今回、本市消防職員の中から初めて「火災調査認定資格者」を認定するにあたり、消防局長から認定証の交付を行います。

2 認定証交付式

(1) 日時

令和元年10月16日（水）9：30～10：00

(2) 場所

千葉市消防局 1階講堂（中央区長洲1-2-1）

3 認定者

(1) 火災調査インストラクター

市内5消防署及び消防局予防課から 計6名

(2) 火災調査アドバイザー

市内6消防署から 計23名

<参考>

1 火災調査認定資格者制度

火災の発生原因を特定する「火災調査」は類似火災を予防する、消防の中でも根幹をなす重要な業務の一つであるが、専門的な知識と経験が必要とされ、調査技術を次世代に確実に継承することが課題となっている。その課題をクリアするため、全消防職員の中から、火災調査の知識と経験を特に有する職員を火災調査のスペシャリストとして認定するのが「火災調査資格者制度」である。

火災調査資格者は、「火災調査アドバイザー」と、アドバイザーより資格要件が厳しい「火災調査インストラクター」の2種類があり、火災発生現場において若手職員に対し火災調査技術の指導助言や火災調査書類作成の補助等を行う。

2 資格認定要件

火災調査アドバイザー及び火災調査インストラクターとしての認定要件を有する職員は、次の各号ア～オのいずれかに該当する、消防司令以下の階級にある職員のうち、消防局長が火災調査に必要な知識及び技術並びに火災調査現場経験を特に有すると認める職員とする。

なお、認定要件を満たしていない職員であっても、過去に火災調査に係る業績について表彰を受けている場合はその業績を、当該職員が満たしていない認定要件を補完するものとして考慮できるものとする。

(1) 火災調査アドバイザー

- ア 消防大学校火災調査科又は千葉市消防学校火災調査課程（平成23年度以降開催のもの）修了者で消防士長以上の階級にある職員
- イ 消防署調査係長として2年以上の勤務経験がある職員
- ウ 予防部予防課調査係（以下、「局調査係」という。）として2年以上の勤務経験があり、消防士長以上の階級にある職員
- エ 消防署調査係（以下、「署調査係」という。）で通算3年以上の勤務経験があり、消防士長以上の階級にある職員。
- オ 上記（1）ア～エに該当しない職員で、認定を希望する、消防士長以上の階級にあり、所定の予防部予防課主催の所管課研修^{※1}を受講済みの職員で且つ署長が上記（1）エと同等の知識及び技術を有すると認める職員。

※1：予防部予防課主催の火災調査研修会【現場調査要領・電気火災・車両火災・ガス機器】

(2) 火災調査インストラクター

- ア 消防庁消防研究センター原因調査室研修派遣経験があり、消防士長以上の階級にある職員
- イ 予防部予防課調査係及び署調査係で合計5年以上の勤務経験があり、その内局調査係で通算3年以上の勤務経験がある、消防司令補以上の階級にある職員
- ウ 消防大学校火災調査科修了者で且つ局調査係及び署調査係で通算3年以上の勤務経験があり、消防司令補以上の階級にある職員
- エ 消防署調査係長として5年以上の勤務経験がある職員
- オ 火災調査アドバイザーとして認定後、局調査係及び署調査係で通算5年以上の勤務経験があり、上記（2）ア～エに示す要件と同等の知識及び技術を有すると認められる、消防司令補以上の階級にある職員